

荒尾市水道施設更新計画策定業務委託

仕 様 書

荒尾市企業局

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、荒尾市が発注する『荒尾市水道施設更新計画策定業務委託』に適用する。

第2条 受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たっては、荒尾市の契約に関する条例、規定及び関係法規を遵守するとともに、委託者の公平公正な立場及び意図・目的を十分理解した上で、委託者の支援者として最新の知見を踏まえ、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

第3条 業務計画

受託者は、契約後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第4条 打合せ

1. 業務の実施に当たって、業務の適切な遂行を計るため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認するものとする。
2. 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいては、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。

第5条 疑義の解釈

受託者は、業務の実施に当たり本仕様書を熟覧し、方針及び条件に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、明確にするものとする。

第6条 資料の貸与及び返還

1. 委託者は、業務の作業上必要と認める図面及びその他の関係資料等を受託者に貸与する。
2. 受託者は、貸与された図面及びその他の関係資料等を業務の完了後、直ちに返還しなければならない。

第7条 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密事項を第三者に洩らしてはならない。

第8条 土地の立入り等

1. 受託者は、業務を実施するための国有地、公有地、又は私有地に立ち入る場合は関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。
2. 受託者は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった時には、これを提示しなければならない。

第9条 関係官庁等の手続き等

1. 受託者は、業務実施のために必要な関係官公庁に対する諸手続きを、迅速に処理しなければならない。
2. 受託者が関係官公庁等から交渉を受けた時は、延滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第10条 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときは、成果品を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

受託者は、業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果品及びその他関係資料を整えておくものとし、管理技術者を検査に立ち合わせなければならない。

受託者は、監督員の指示する場合においては、履行期間途中においても成果品の部分提出を行うものとする。

第11条 準拠する基準図書等

業務の実施に当たっては、本仕様書の他、下記の各種基準ならびに関係法規に準拠して行うものとするとともに、官民連携に関する参考図書や先進事例を参考に行うものとする。

- 「業務委託契約約款」
- 「水道事業における官民連携に関する手引き」（厚生労働省健康局水道課 平成26年3月）（平成28年12月一部追記）（令和元年9月改訂）
- 「荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)」（実施方針、業務要求水準書、事業者選定基準、基本契約書、業務委託契約書）（令和2年度公募時点）

第12条 作業の工程及び期間

業務の作業順序、方法工程等については予め監督員と打合せのうえ定めるものとし、途中変更を生じたときは、委託者の承認を得て書類を変更し再提出するものとする。業務の作業期間は、契約日の翌日から令和5年3月31日までとする（ただし、契約締結が遅れた等により遅延が生じた場合はこの限りではなく、委託者と受託者において協議して定める）。

第2章 業務細則

第13条 業務の目的

荒尾市（以下、「市」という。）では、令和7年度に事業者選定に関する手続きを行う予定である。

そこで、本業務は、事業者選定手続きを適正かつ確実に推進するために、水道事業の計画策定に係る調査や設計等に幅広い知識と経験を有する者の支援を受けることを目的として行うものである。

第14条 業務の内容

令和7年度の事業者選定に向けて、次に示す適切な支援を行うこと。

1. 施設更新計画の策定

「アセットマネジメントのフォローアップ業務」で検討した資料（別紙参照）をもとに、10か年（令和8年度～令和17年度）の施設更新計画を具体化する。

- 1) 機器見積合わせは既存分を参考にして（高いと判断する場合は部分的に再見積もり）、そこから積み上げを行う。
- 2) 事業者の検討した施工計画に基づき、更新費用、整備費用を検証する。
- 3) 事業者の検討した施工計画について、概略的な検証を行う。

2. 一般仕様書、機器仕様書の作成

3. 工事区分図面（撤去と更新機器の平面図）の作成

第15条 報告書の作成

上記検討を踏まえて、検討経過及び資料を整理し報告書等を作成すること。

第16条 成果品

1. 成果品提出部数

- (ア) 荒尾市水道施設更新計画策定業務委託報告書 A4版2部
(イ) 参考資料、データ(電子媒体など) 一式

2. 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

第17条 前払金

本業務委託において、前払金については設定しないものとする。